

## ブロック塀等の撤去に対する助成金を交付します。

地震等によるブロック塀等の倒壊事故防止および避難路の確保を目的に、ブロック塀等を撤去する者に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

■募集開始 / 4月1日(月)から予算額200万円に達するまで、先着順で受付します。

### 1. 助成金の額

地中埋設部分及び基礎を除くブロック塀等の撤去に要する経費（撤去したブロック塀等の処分に要する経費を含む。）と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり8,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の2分の1に相当する額とし、10万円を限度とする（千円未満切捨て）。

### 2. 募集件数

予算額200万円が助成金の額の上限が10万円のため20件以上

※件数は、それぞれの工事費により異なります。

### 3. 対象者 ※すべての要件を満たすこと。

- 1 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) ブロック塀等が定着する土地の所有者又はその世帯構成員
  - (2) ブロック塀等が附属する建物の所有者又はその世帯構成員
  - (3) ブロック塀等の所有又は管理をする者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は助成金の交付対象外とする。
  - (1) 本人及び同一世帯に属する者が市税を滞納している場合
  - (2) 本人及び同一世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である場合
  - (3) この要綱に基づき、既に同一の敷地に対し助成金の交付を受けている場合

### 4. 対象工事 ※すべての要件を満たすこと。

- (1) 市内に在し、同一の敷地において、道路等に面しているブロック塀等を全て撤去する工事であること。
- (2) 道路等からの高さが60センチメートルを超えるブロック塀等を撤去すること又は40センチメートル以下の高さにする工事であること。
- (3) 撤去後他の塀に転換するときは、生垣や金属製フェンス等安全なものにすること。
- (4) ブロック塀等の撤去後、再度ブロック塀等を設置する場合は道路等から40センチメートル以下の高さとする。
- (5) 交付決定後に着手する工事であること。
- (6) 市内業者が撤去に係る工事を施工すること。

### 5. 対象とならない工事

- (1) 着工中及び完成した工事
- (2) 隣地との境界またはその付近のブロック塀等の撤去
- (3) 既に同一の敷地に対し助成金の交付を受けている場合

## 6. 申込方法

「助成金交付申請書」へ必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、下記までお申し込みください。

**志摩市 建設部 都市計画課(3階17番窓口)** (※郵送不可)

## 7. 留意事項

事業の詳細は、「志摩市ブロック塀等撤去事業助成金交付要綱」をご覧ください。

## 8. 申込・問い合わせ先

都市計画課 ☎ 44-0305 ☎ 44-5262 ✉ [toshikeikaku@city.shima.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.shima.lg.jp)